個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

目次

［略］

【凡例】

［略］

※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年４月１日）時点の条番号を示すものとする。

１～３　［略］

４　適用の範囲

４－１　法第５章の規律対象となる主体

［略］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機　関	法　律　の　規　定
［略］	［略］
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
［略］	［略］

（※）令和８年４月１日時点において存続するもの

改正前

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

目次

［同左］

【凡例】

［同左］

※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年12月12日）時点の条番号を示すものとする。

１～３　［同左］

４　適用の範囲

４－１　法第５章の規律対象となる主体

［同左］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機　関	法　律　の　規　定
［同左］	［同左］
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第２条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
［同左］	［同左］

（※）令和７年10月１日時点において存続するもの